

## (案)

### 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書

令和5年4月28日付け札幌市公共交通協議会地域公共交通会議南区部会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

#### 1 協議が調っている運行態様又は運送の区間

運行態様：道路運送法第4条による運行

運送の区間：別紙のとおり

#### 2 協議が整っている運賃（料金）の種類及び額

一般運賃	350円	中学生以上
福祉割引運賃 (身体障がい者割引・ 知的障がい者割引)	180円	身体障がい者手帳・療育手帳・施設長の 発行する割引証明書の所持者と介護者
こども運賃	150円	6歳～12歳未満（小学生）
乳幼児運賃	無料	6歳未満（小学校入学前）

#### 3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

##### （1）適用する期間

令和5年9月1日から

##### （2）運行日

令和5年9月1日から令和7年8月31日までの月曜日から金曜日とする。

ただし、12月29日から1月3日まで、8月13日から8月15日まで及び  
国民の祝日に関する法律に規定する祝日は運休とする。

##### （3）利用可能時間

9:00～16:00

##### （4）使用車両

トヨタ ハイエースグランドキャビン

車両定員8人（乗客6名） 1台

**4 運行事業者【参考】**

株式会社じょうてつ（札幌市白石区東札幌1条1丁目1-8）

令和5年4月28日  
札幌市公共交通協議会  
地域公共交通會議南区部会

部会長\_\_\_\_\_ (署名)

# 南区におけるデマンド交通実証実験について 運行エリア

